

依存症専門医療機関・治療拠点機関について

設置根拠等

- 「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付障発0613第2号）
 - ・ 専門医療機関の選定について協議すること、専門医療機関の中から治療拠点機関を選定すること等が記載
- 「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付障発0613第4号）
 - ・ 専門医療機関及び治療拠点機関の考え方や選定基準等について記載
（※「依存症対策総合支援事業の実施について」に記載の「別に定める基準」は本通知文に記載の選定基準を指す）
 - ・ 対象とする依存症は「アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症」
（※選定する医療機関は全ての依存症について選定基準を満たしている必要はない（アルコールのみ等も可））

○各種計画の状況

- ・ 国や都の計画において、専門医療機関や治療拠点機関を選定していくことが記載

- ◆ アルコール健康障害対策基本計画（国）
アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関が、それぞれ1箇所以上定められることを目標として設定することが記載
- ◆ 再犯防止推進計画（国）
薬物依存症を含む依存症治療の専門医療機関の更なる充実を図ることが記載
- ◆ ギャンブル等依存症対策推進基本計画（国）
平成32年度までを目標に、全都道府県・政令指定都市において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備することが記載
- ◆ 東京都アルコール健康障害対策推進計画（都）
アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を1箇所以上、またその中から治療拠点を選定することが記載

専門医療機関等について

- 依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行う医療機関
- 選定された医療機関は「依存症専門医療機関」であることを広告することができる
- 診療実績等（外来・入院患者数）を治療拠点機関に報告（都道府県等にも報告）

専門医療機関

治療拠点機関

- 依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、以下の取組が行える医療機関
① 都道府県等内の依存症専門医療機関の連携機関として活動実績の取りまとめと全国拠点機関への報告（都道府県等とも連携）
※全国拠点にはポータルサイトから報告（都道府県等には国が定める様式で提出）
- ② 依存症に関する取組の情報発信
- ③ 医療機関を対象とした依存症に関する研修の実施
- ④ 対象疾患全てについて、研修を修了した医師や看護師、精神保健福祉士等を1名以上配置を目指す
- 選定された医療機関は「依存症治療拠点機関」であることを広告することができる。